

4. 異常現象発生時及び噴火警戒レベルに応じた防災対応

(1) 異常現象発生時の対応

① 住民等から異変に関する通報があった場合

＜異常現象を発見した者＞

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条）

＜第一報受信機関（市町村・警察）＞

住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、発見者通報ナビダイヤル（0570-015-024）により気象庁本庁又は岐阜・長野地方気象台に通報する。通報を受けた気象庁（岐阜・長野地方気象台）は事実確認等を行い、必要に応じて噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。

【異常現象の例】

- ・ 御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発
- ・ 御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化
- ・ 御嶽山で噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・温度等の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・色・濁度・温度等の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木の立ち枯れ等
- ・ 御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭い・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上

② 気象庁から火山活動に関する連絡等があった場合

気象庁から火山活動に関する連絡、火山の状況に関する解説情報（臨時）等の発表に関する連絡があった場合には噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。

また、事務局（県・市町村）は住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して当該現象の解説や、今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。

③ 必要な防災対応の協議

(a) 臨時協議会・地元説明会等の開催

事務局（県・市町村）は、異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときには、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。

これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。

(b) 警戒区域設定の検討

警戒区域の設定は、「9.災害対策基本法に基づく警戒区域（1）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。

事務局（県・市町村）は、異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする）を開催する。

緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は必要に応じ警戒区域の設定を助言する。

協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は市町村長に対して直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。

各幹事長から警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。

避難促進施設への情報提供について、必要な場合は事務局（県・市町村）に対し、協力を要請する。

④ 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達

市町村は、必要に応じ避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動状況の伝達を行う。

観測事項	広報文例
火山の状況に関する解説情報（臨時） 異常噴気を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性地震の増加を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性地震が増えています。今後の情報に注意してください。
火山の状況に関する解説情報（臨時） 火山性微動を観測	本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。 御嶽山において火山性微動が観測されました。今後の情報に注意してください。

(2) 噴火直後の初動対応

噴火直後の共通した対応として以下の初動対応を行い、その対応が完了した後に噴火警戒レベルに応じた対応をおこなう。

事象	初動対応	相当する防災対応
噴火発生直後（規模・噴火警戒レベルによらない） 噴火を確認していないが、噴火したとみられる事象が確認された場合	全ての登山口で立入規制 登山者を速やかに下山させる	噴火警戒レベル3 （概ね4km）

(3) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火発生時の初動対応及び噴火警戒レベル1～5の各段階における防災対応について、火山活動の状況に応じて迅速な対応ができるように、あらかじめ以下のとおり整理する。噴火警戒レベルに応じた対応については、①剣ヶ峰南西斜面からの噴火、②継子岳からの噴火、③噴火地点不明（想定火口域全体からの噴火を想定）の3つのケースを想定し対応を整理する。

ケース①は、1979年噴火及び2014年噴火でできた火口列を勘案して検討した想定火口域を、ケース②は継子岳山頂を中心として噴火した場合を基に設定している。

また、上記①②③以外の火口から噴火した場合にも3つのケースを参考に、実際の警戒範囲に

沿った防災対応を決定し対応にあたる。防災対策の実施状況、火山性地震による落石、積雪等を考慮し警戒範囲を超えて登山道、道路の規制を実施することもある。

ケース①については、剣ヶ峰南西斜面の想定火口域変更に伴う該当箇所の変更に合わせて、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合について、2014年噴火の知見を踏まえたより具体的な防災対応を検討し見直しを行った。さらに、ケース①の「剣ヶ峰南西斜面の想定火口域」については、気象庁が発表する火山防災情報、防災対応等においては「地獄谷火口」の名称を使うこととする。